

子どもの権利に関する提言書

令和4年8月3日

いわき市議会

目 次

1 はじめにP1
2 本市の取組P2
3 政策提案検討委員会のこれまでの活動P4
4 本市の子どもを取り巻く環境に係る課題P12
5 政策提案P14

1 はじめに

一人の人間としての権利を認め、子どもが権利を行使できるよう、1989年に国際連合において、子どもの権利条約が採択され、日本も1994年に批准した。しかし、現在も、児童虐待の増加、学校等でのいじめなど、子どもの権利侵害が社会問題となっている。こうした問題が生じている原因・背景としては、少子化や人口減少が進行する中、家庭の核家族化や地域のつながりの希薄化の進展により、子どもや子育て家庭を支える環境の変化から子育てに不安を感じる保護者が少なくないことなどが考えられる。

本市においては、平成27年度から平成31年度までを期間とする第一はいわき市子ども・子育て支援事業計画(以下「前計画」という。)の策定後の環境の変化や課題を踏まえて、令和2年3月に第二はいわき市子ども・子育て支援事業計画(以下「現計画」という。)を策定し、「子どもまんなか 笑顔と夢がひろがるまち いわき」を基本理念として、様々な施策を講じているところであるが、不足している点などがあると感じている。

いわき市議会政策提案検討委員会(以下「当委員会」という。)では、子どもの権利に関して知見を有する方々との意見交換や、子どもの権利の主体となる小・中学生を対象としたアンケートを通して、市内の子どもを取り巻く課題を把握し、その課題を解決するための施策について協議を重ねてきたところである。その中で、特に、子育ての中心的な役割を果たすのは家庭であるとの認識に基づく「家庭教育支援」と、子どもの権利条約に定める「参加する権利」に基づく「子どもの意見表明の場の確保」に関する取組を実施していくことが必要であると考え、それら2点について、新たな取組の展開又はさらなる取組の強化・拡充を求める観点から提言するものである。

2 本市の取組

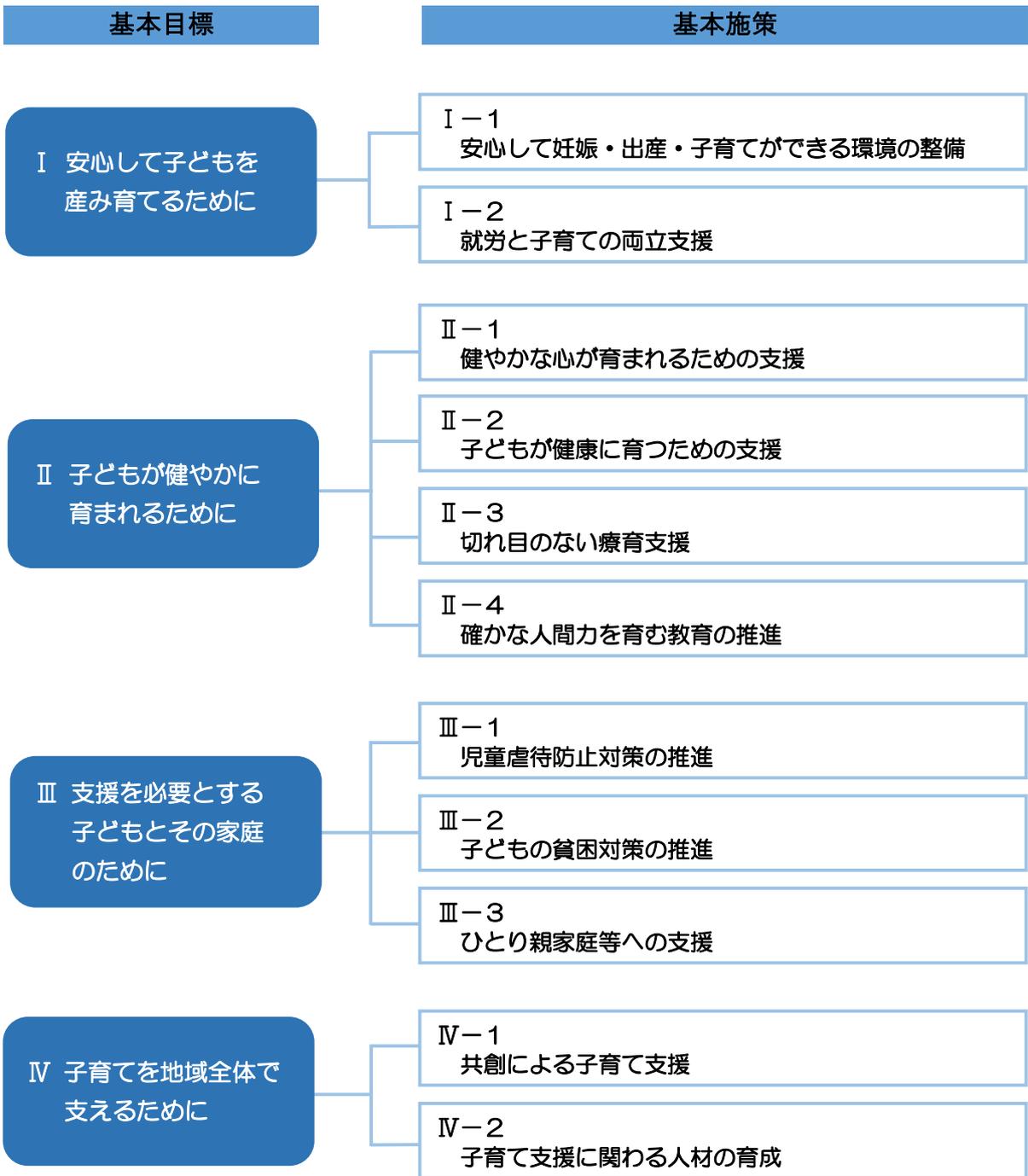
本市では、平成27年の国の子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて、同年、前計画を策定し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う仕組みの「いわきネウボラ」の構築、保育の受皿としての認定こども園や放課後児童クラブの拡充など、各種事業に取り組んできたが、子育て支援ニーズの多様化、保育需要の一層の拡大、さらには児童虐待や子どもの貧困の社会問題化など、子ども・子育てを取り巻く環境が様々に変化する中、前計画では、「すべてのこどもが、家庭や社会の中で、ひとしく、すこやかに育まれ、自らも成長し、未来をひらいていくことができるよう支援していく」を基本理念に掲げ、3つの基本目標（「Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができるための支援」、「Ⅱ 子どもが乳幼児期から成人になるまで、ひとしく、はつらつ、すこやかに育まれるよう支援」、「Ⅲ 子どもを、まちの復興とともに社会全体で支援」）を定めていたところ、現計画では、基本理念を「子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき」に改め、4つの基本目標（「Ⅰ 安心して子どもを産み育てるために」、「Ⅱ 子どもが健やかに育まれるために」、「Ⅲ 支援を必要とする子どもとその家庭のために」、「Ⅳ 子どもを地域全体で支えるために」）に拡大し、前計画の総括において抽出した課題を解決するための取組を実施していくこととしている。

【前計画の総括において抽出した課題】

- (1) 保護者の子育ての負担感や不安感を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する必要がある。
- (2) 保育需要の増加や多様化などに対応した保育の受皿の確保や多様な保育環境の整備を図る必要がある。
- (3) 子ども世帯のニーズの多様化などを的確に捉え、必要な情報を確実に届けられるよう、情報発信の充実・強化を図る必要がある。
- (4) 子どもが一人の人間として尊重され、健やかな心が育まれるような社会を目指した様々な取組の充実が必要である。
- (5) 行政はもとより、子育て支援に関する活動を行う団体など、様々な主体が連携・協力しながら、地域において子育て家庭が孤立することがないように、子育てを地域全体で支える仕組みづくりが必要である。
- (6) 多様な教育・保育環境に対応するため、子育てに関わる人材の確保・育成、更なるスキルの向上などが必要である。

【現計画の施策体系】

基本理念
子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき



3 政策提案検討委員会のこれまでの活動

(1) 市の取組状況の確認(主な内容)

ア こどもみらい部(令和3年5月)

現計画の概要及び令和元年に実施した子どもの生活実態調査結果等について確認した。

(ア) 現計画における課題としては、虐待への対応や低所得者世帯への支援などがある。

(イ) 虐待への対応については、児童福祉法などで虐待対応の強化が示されたことから、子どものいる家庭の総合支援拠点となる、こどもの権利相談室を設置しており、児童を心理的側面から支援する心理判定員等として臨床(公認)心理士と社会福祉士を、虐待対応の専門員及びこども家庭支援員として教員免許資格者を配置している。

また、子どもの生活実態調査結果等を踏まえ、低所得者世帯への支援として、放課後児童クラブを利用する低所得者への利用料助成に令和3年度から取り組むなど、課題については、一定程度対応しているところである。

(ウ) 今後は、国の施策の動きもあることから、新たな課題については丁寧に汲み上げて、しっかりと対応していきたい。

イ 教育委員会(令和3年5月)

いわき市の小・中学校におけるいじめの現状等について確認した。

(ア) いじめ、不登校等の子どもの指導上の問題に対して、子どもの権利を尊重し、関係機関と連携・協力しながら、各種の支援に取り組んできた。

(イ) 子どもの服装については、つぶさに観察し、同じ服装が続いたり、洗濯されていない場合などは、ネグレクトの可能性や、経済的理由によるものかなどについて、丁寧かつ慎重に、学校組織として対応している。

(2) 意見交換(主な内容)

ア 浜児童相談所(令和3年6月)

児童相談所の業務内容及び相談実績とその対応について確認し、子どもの権利に対する考え方等について意見交換を行った。

- (ア) 平成31年度における相談受付件数は2,241件、虐待通告件数は575件、虐待対応件数は486件で、いずれも増加傾向にある。
- (イ) 育児放棄(ネグレクト)をしてしまう親への対応としては、「ペアレントトレーニング」として、複数回に分けて児童相談所に通ってもらい、養育の技術などを教えることもある。
- (ロ) 子どもたちは、子どもの権利条約などについて、何かの機会学ぶことがあるかもしれないが、実生活において「守られている」と感じる機会はそれほど多くないと思われる。むしろ、大人の側が子どもの権利について理解したうえで、子どもたちに向き合っていかなければならないと考えている。
- (ハ) 子育てに不安があっても頼る人がいないなど、実は親の方が困っていて、良かれと思ってやっている子育てがギクシャクしてしまう、周りからとやかく言われぬようにやろうとすることが逆に悪循環になってしまうといった事例が見受けられる。
- (ニ) 孤立している家庭が非常に多いと感じている。子どもが病気になった場合に親が対応できなければ隣人や親戚がカバーするような仕組みが昔はあったと思うが、それが今は弱くなっている。地域がそれを支えるような、身近な人に頼れるようなネットワークやコミュニティのようなものがあれば、そういった繋がりが強化されるような社会になればいいと思う。
- (ホ) 地域の繋がりが薄い中で、家庭相談員や民生委員の役割が大きくなっていると感じている。児童相談所は問題が起きてからの対応となるが、未然防止のためには地域に根差した方のサポートが非常に重要であると感じている。

イ 福島県弁護士会子どもの権利に関する委員会(令和3年8月)

いじめ防止出前授業や子ども相談窓口等の活動を実施する福島県弁護士会子どもの権利に関する委員会の委員と、子どもを取り巻く状況について意見交換を行った。

(ア) いわき市に限ったことではないが、子どもの4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)の中では、「参加する権利」が弱い。子どもを権利の主体として認めるというところは、日本全体としてもまだまだ認識不足であると感じている。

ウ いわき人権擁護委員協議会(令和3年8月)

小・中学校を訪問して人権教室などを実施するいわき人権擁護委員協議会の委員と、子どもを取り巻く状況について意見交換を行った。

(ア) 法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵害事件においても、令和元年には、学校におけるいじめ事案が2,944件、教育職員による体罰に関する事案が141件、児童に関する暴行・虐待事案が413件と、高水準で推移しており、こうした人権侵害から子どもたちを守るために、被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

(イ) 最近の子どものいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっている。

(ウ) いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景は様々だが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われる。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要である。

(3) 小・中学生に対するアンケート調査

子どもを取り巻く状況を把握するため、子どもの権利の主体となる小・中学生を対象としたアンケート調査を実施した。

ア 調査概要

実施期間	令和4年1月12日～令和4年1月31日	※調査対象は、市内小・中学校から各3校を抽出して実施した。
調査対象	小学6年生 172名 中学2年生 338名	

イ 調査結果

(ア) 回収率

小学6年生	97.7%(168件/172名)
中学2年生	89.0%(301件/338名)

(イ) 集計結果

問1 学校での出来事や、友達・先生のことを、家族と話しますか。

【あてはまる選択肢1つを選択】

(i) 小学6年生

選択肢	回答数
する	103件(61.3%)
時々する	58件(34.5%)
あまりしない	6件(3.6%)
全然しない	1件(0.6%)

(ii) 中学2年生

選択肢	回答数
する	169件(56.1%)
時々する	98件(32.6%)
あまりしない	27件(9.0%)
全然しない	7件(2.3%)

問2 あなたには、悩みや言いたいことを相談できる人がいますか。

【あてはまる選択肢すべてを選択】

(i) 小学6年生

選択肢	回答数
親	103件
友達	58件
親以外の家族	6件
先生・スクールカウンセラー	1件
いない	58件
地域の人	6件
その他	1件

(ii) 中学2年生

選択肢	回答数
友達	235件
親	193件
先生・スクールカウンセラー	71件
親以外の家族	58件
いない	23件
その他	7件
地域の人	3件

「その他」の主な回答

【小6】オンラインゲームの人たち

【中2】いっこ、LINE友達、ネツ友

問3 親には、子どもを育てる責任があることを知っていますか。

【あてはまる選択肢1つを選択】

(i) 小学6年生

選択肢	回答数
知っている	164件(97.6%)
知らない	3件(1.8%)

(ii) 中学2年生

選択肢	回答数
知っている	291件(96.7%)
知らない	9件(3.0%)

問4 皆さんは、まちや社会(地域の大人など)に向けた意見(言いたいことや伝えたいこと)はありますか。

【あてはまる選択肢1つを選択】

(i) 小学6年生

選択肢	回答数
ある	49件(29.2%)
ない	117件(69.6%)

(ii) 中学2年生

選択肢	回答数
ある	73件(24.3%)
ない	228件(75.7%)

問5 (問4で「① ある」と答えた人だけ回答)あなたはどのような意見を言いたいですか。【あてはまる選択肢すべてを選択】

(i) 小学6年生

選択肢	回答数
まちや社会のこと	26件
友達のこと	13件
学校のこと	13件
家族のこと	5件
その他	5件

(ii) 中学2年生

選択肢	回答数
まちや社会のこと	51件
学校のこと	27件
友達のこと	12件
家族のこと	6件
その他	1件

「その他」の主な回答

【小6】挨拶について 【中2】税金について

問6 (問4で「① ある」と答えた人だけ回答)自由に意見を言える場は、どのようなものがよいですか。

【あてはまる選択肢すべてを選択】

(i) 小学6年生

選択肢	回答数
悩みなどを内緒で話せる場	25件
子どもたちだけで話し合う場	20件
子どもたちと大人も含めて話し合う場	17件
自分の意見を新聞などのメディアを通して伝える場	13件
自分の意見をスピーチなどで多くの人に聞いてもらう場	5件
その他	2件

(ii) 中学2年生

選択肢	回答数
悩みなどを内緒で話せる場	40件
子どもたちと大人も含めて話し合う場	38件
子どもたちだけで話し合う場	32件
自分の意見を新聞などのメディアを通して伝える場	17件
自分の意見をスピーチなどで多くの人に聞いてもらう場	9件
その他	1件

「その他」の主な回答

【小6】友達が欲しい人同士が出会えるところ、目安箱

【中2】自由に子どもが入れることができる目安箱

問7 ほかに子どもたちの意見を聞きたいと思いませんか。

【あてはまる選択肢1つを選択】

(i) 小学6年生

選択肢	回答数
思う	125件(74.4%)
思わない	38件(22.6%)

(ii) 中学2年生

選択肢	回答数
思う	208件(69.1%)
思わない	91件(30.2%)

問8 「子どもたちが安心して自分らしく生きられるまち」にするため に、いわき市(市役所・市議会)はどんなことをすればいいと思いますか。【自由記載】

(i) 小学6年生

主な意見
悩みを言える相談できるところをたくさん作る。
親以外に相談できるところを増やす。
自分の思ったことをはっきり言える所をつくったらいいと思う。
子どもの権利についてを皆が知る必要がある。
子どもたちが思っていること考えていることをたくさん聞いた方がいいと思います。
安心して大人に相談できる施設を増やしてもいいと思います。
相談所を身近なところに設置する。
学校でも家でもちゃんと自分の意見を言うことが出来るようにすればいいと思う。
子どもたちがいろいろな人に話をする事ができる所。
学校以外(習い事以外)にみんなで学習する場があればよい。
他の人、学校の友達以外の人意見も知れたらいいと思う。
落ち着ける場所が欲しい。
今のいわき市はどうなっているか話し合う場を作ってほしい。
心を癒してくれる人や話を理解してくれる人が学校とかに欲しいかなと思う。
このアンケートみたいなものをもっと広めて、意見などを聞いてみたらいいと思う。

(ii) 中学2年生

主な意見
子どもは大人とは違う意見や考え方があるので、大人ももちろん、子どもにも耳を積極的に聞いてほしい。なので、何か定めることがあったら、このようなアンケートをとって考え方を聞いてくれる場を設けてほしい。
子どもの意見を自由に言える場を作ってほしい。悩みを他の人の相談できるような。
自分の意見を自信をもって出せる場所を作る。
子どもを育てる権利というものをもう少し大人は考えてほしい。
子どもたちにどういう町にしたいかアンケート
子どもたちが悩みを相談できる場所を多く設ける。
大人の意見だけ聞くのではなく、子どもの意見もなるべく聞いてほしい。
子どもが本音を言えるような場所を作る。
大人と子どもの差別をしない。
地域の人たちとの繋がりを深くすること。
子ども食堂を作ること。
大人の思想を子どもに押し付けない。
子ども間でのコミュニケーションの場を学校以外にも広く作る。
いわき市が子どもたちに行った今までのことを分かりやすく紹介する場を作る。

問9 その他に、いわき市(市役所・市議会)に伝えたいことがあれば、自由に書いてください。【自由記載】

(i) 小学6年生

主な意見
いじめなどをなくすために呼びかけてほしい。
遊び場所を増やしてほしい。
いわき市の人をもっと元気にあいさつをしてほしい。
コロナ対策の強化
みんなの意見を取り入れて、ステキな、みんながあこがれるようないわき市にしてほしい。
まちをもっときれいにしてほしい。
図書館の本を増やしてほしい。
職場体験などの機会が欲しい。
街灯を増やしてほしい。

(ii) 中学2年生

主な意見
ゴミのポイ捨てゼロの活動を地域全体でやっていくようにしたい。
学校をキレイに改装してほしいです。
いじめを無くしてほしいです。
道路にへこみがあるので、直してほしいです。
家庭環境が悪い(虐待など)かどうかを、しっかり調べてほしい。
ホームページをもっと若い人に興味をもってもらえるものにしてほしい。
近所の人との交流を増やしてほしい。
スポーツできる場所を増やしてほしい。
通学路の街灯を増やしてほしいです。
交通の便を良くしてほしい。

4 本市の子どもを取り巻く環境に係る課題

知見を有する方々との意見交換等からも、社会情勢の変化に伴う個人・世帯の孤立化が進んだことにより、社会的支援を十分に受けることのできない方が増えており、特に、「子育てに不安があっても相談できる人がいない」などの孤立した家庭に対する支援の必要性を強く感じた。

また、小・中学生に対するアンケート調査結果等から、本市においても、国際連合の子どもの権利条約に定める4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、特に、「参加する権利」が十分に確保されておらず、意見を言いたい又は聞きたいという子どもがいる一方で、そうした機会を創出するような取組が不足しているとも感じたところである。

以上のことから、当委員会では、子どもを取り巻く環境に係る課題として、「家庭教育支援」及び「子どもの意見表明の場の確保」の2点を抽出した。

(1) 家庭教育支援

地域による子育て意識の低下や大家族での子育てから核家族による子育てへの変化等により、子育てをする上で不安や悩みを抱え、孤立する家庭が増えており、子どもをよく育てようと思いつつも、子育てへの不安や知識不足から、ストレスに苛まれる保護者が少なからずいると思われる。

また、家庭内での問題は外部から認知されにくいため、深刻な状況になった場合においても、必要な時に必要な支援が行き届かないことも想定される。

さらに、「子どもの親になること」、「家庭で子育てをすること」の認識が薄い保護者もあり、こうした家庭においては、親が持つ子どもを育てる責任が十分に果たされない状況も懸念される。

(2) 子どもの意見表明の場の確保

当委員会で実施した、小・中学生に対するアンケートの結果から、子どもも社会をよく観察しており、特に自分の身の回りで起こっている出来事や自分を取り巻く環境などに対して様々な思いを抱いていること、そして、意見を言いたい又は聞きたいという考えを持っていることが分かった。

しかし、現状では、子どもが意見を表明し、その意見を共有したり、大人など立場が異なる者と意見を交換するなどの機会が十分に確保されていない。

また、社会においては、子どもが保護の対象であると同時に、権利の主体であるとの認識が十分に浸透しておらず、子どもの意見を真摯に受け止め、それに応じる仕組みが確立されていない。

5 政策提案

(1) 家庭教育支援

子育ての場としては「家庭」、「学校」、「地域」などが考えられるが、最も重要なのが「家庭」における教育であると考えます。

本市においても、現計画における基本施策の中で、子育て世帯を支援する様々な事業を実施しているが、実績等を踏まえると、さらなる充実が必要である。

これまでは、家庭内の問題に対しては、その問題が顕在化してからの対応が中心であったが、子どもの出産以前からの長期的な視点での支援の強化が求められており、他の行政機関、学校、地域等と連携し、漏れの無い、より積極的な取組を展開していく必要があることから、次のとおり提言する。

ア 基本理念や基本目標の中に「家庭教育支援」を明示すること

(ア) 子育ての中心である「家庭」における子育てを、市として重点的に支援していくため、「家庭教育支援」を一つの柱として明示した上で、様々な取組を実施すべきである。

イ 現行の取組の周知徹底及びその効果の検証をすること

(ア) 事業の対象者に漏れなく情報が届くよう周知を徹底すべきである。

(イ) 事業の効果を検証し、そこで抽出した課題の解消に努める、PDCAサイクルを徹底すべきである。

ウ 現行の取組の強化・拡充を図ること

(ア) 社会的に孤立する家庭が生じないように、重層的かつ広範に取組を実施すべきである。

(イ) 現行の取組について、先行自治体(鹿児島県、熊本県等)の施策なども参考にしながら、多角的な視点で、より効果的な方法を検討すべきである。

(ウ) 子育てに関する事業を実施している関係団体等と協力するなど、地域全体で子育て世帯を支える取組を実施すべきである。

(エ) 感染症等による危機的事象が発生した場合でも滞りなく事業を継続して実施できる備えをしておくべきである。

(オ) 家庭教育支援の充実に向けて、現計画に位置付けられている取組のうち、次の事業について、特に注力すべきである。

NO.	事業	支援対象	担当課等
1	子育て世代のための地域交流支援事業	親	こどもみらい課
2	子育てコンシェルジュサービス事業	親	
3	子育てのための地域ネットワークの構築	親	
4	地域子育て支援拠点事業	親	こども支援課
5	保育所・幼稚園における相談機能等の充実	親	
6	ホームスタート事業	親	こども家庭課
7	育児不安対策事業	親	
8	プレママ・プレパパクラス	親	
9	家庭相談員等の配置	親	
10	母子保健コンシェルジュ事業	親	
11	子育て講演会	親	子育てサポートセンター
12	家庭教育講座	親	生涯学習課
13	「子育て学習」の開催	親	
14	みんなの居場所づくり事業	親・子	保健福祉課
15	教育相談事業	親・子	総合教育センター
16	緊急スクールカウンセラー等設置事業	親・子	
17	心の教室相談員設置事業	親・子	

(2) 子どもの意見表明の場の確保

子どもは、大人と同様に、学校や家庭における人間関係、身の回りの社会問題等に対して様々な意見や悩みを抱いている一方で、それを相談したり、誰かと共有したり、意見交換を行う場が十分に確保されていない。

子どもの意見表明の場を確保することにより、いじめや家庭内での問題など、周囲からは認知が困難な問題の早期発見が期待できるほか、子どもの意見や提案が実現したり、子どもが抱く疑問や問題意識に対して大人が真摯に対応し、その解決に向かって取り組む姿勢を見せることで、達成感を得ることができ、自己肯定感や郷土愛の醸成にも繋がることから、次のとおり提言する。

ア 子どもの権利や意見表明の場に関する周知を徹底し、理解を深めること

(ア) 子どもは保護の対象であると同時に、権利の主体である。子どもの権利や意見を尊重することについて周知・啓発するとともに、家庭、地域等の意識醸成を図る取組を実施すべきである。

イ 最適な方法により意見を聴取し、その意見を尊重すること

(ア) 子どもからの意見聴取に当たっては、内容に応じて、定期的なアンケートをはじめ、子どもたちが広く参加できるよう、あるいは一対一で意見を言える場を設けるなど、子どもが本音で意見を言える工夫と配慮を講じた最適な方法によるべきである。

(イ) 自分の意見を伝えることが難しい幼児、障がい児、外国人の子どもなどを含む様々な子どもたちの意見や訴えを的確に汲み取ることができるよう、日常的に関わる大人たちの意識醸成とスキルアップを図る取組を実施すべきである。

(ウ) 市の現状や施策についても、子どもが意見を表明できるよう、市の現状等の理解が進む機会や交流の機会を創出するなど、子どもの理解を促す取組を実施すべきである。

ウ 学校生活、家庭内の問題及び身の回りの社会問題に関する意見表明の場を確保すること

- (ア) 子どもが感じていることについて、行政や議会などの大人社会が解決に向けて取り組んでいることが伝わるような場を作るとともに、子どもの関心が低い社会問題についても、自分に関わりがあると感じられるような啓発の機会を設けるべきである。
- (イ) 子どもに関係する施策を策定する過程において、子どもが意見を表明する機会を設け、丁寧に回答や説明を行いながら、それを施策に反映できる仕組みを構築すべきである。
- (ロ) 現在の学校教育における「主体的・対話的で深い学び」の方向性を踏まえて、教職員の負担とならないよう留意の上、個々の教科での学び、学級活動、総合的な学習の時間などの本来の学校教育活動の中で、あるいは生徒会活動の中に様々な子どもたちが意見を表明できる子どもの会議を設けるなどにより、いじめや家庭内での問題、学校や社会に関することなど、子どもが感じていることについて意見表明を行い、それを相互に尊重できるような学校社会の実現に取り組むべきである。
- (エ) 校則見直しに子どもと一緒に参加して取り組み、当該活動を踏まえて、大きな方向性として学校における意思決定に生徒の代表者が参画する仕組みを構築すべきである。
- (カ) いじめに関しては、直接的ないじめ問題に対する教育活動の実施に加え、間接的にいじめの土壌を解消する観点から、他者の意見を尊重する姿勢が身に付くような取組を実施すべきである。
- (ク) 山形県遊佐町の事例を参考にするなどして、子どもが模擬議会等を通し、予算を持って政策を実現していくことで、社会の構成システムを学ぶとともに、子どもの視点からの市政への提言や意見を市が尊重して取り上げることができる仕組みを構築すべきである。